

「森林サービス産業パートナー」登録規定

(公社) 国土緑化推進機構

「森林サービス産業パートナー」運営事務局

「森林サービス産業パートナー」(以下「パートナー」という。)の登録については、「森林サービス産業パートナー」登録公募要領(以下「要領」という。)に定めるところによるほか、本規定によるものとする。

(パートナーの要件)

第1条 パートナーは、次のすべてを満たす地域とする。

- (1) 申請者について、要領3(1)に規定する「申請者の要件」を満たしていること。

(パートナーの登録)

第2条 事務局は、申請者からの申請書の提出を受け、前条のパートナーの要件を満たしている場合、当該者を「森林サービス産業パートナー」に登録することとする。

(登録情報の変更)

第3条 申請者は、パートナーの登録情報に変更が生じた際には、遅延なく、事務局に報告するものとする。

(登録の取下げ)

第4条 申請者は、事務局に対して、パートナーの登録取下げの意向を報告することにより、登録を取り下げることができるものとする。

(登録の取消し)

第5条 事務局は、次のいずれかに該当する場合、パートナーの登録を取り消すことができる。

- (1) 倒産・解散などの理由により、申請者である団体が消滅したとき
- (2) その他、事務局が必要と認めたとき

附 則

この規定は、令和5年6月9日から施行する。